

大成建設グループ会社の皆様へ

早期のガンから手厚くサポート
すこやかな未来をつくるガン保険



人生の「もしも」を「安堵^{あんど}」にかえる。

& LIFE
アンドライフ

スマート
ガン保険 Sセレクト

ガン保険（無解約返戻金型）（22）無配当

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

主契約（基本保障）

主契約の保険契約の型：ガン診断給付型

治療の開始時、まとまった給付金を受け取りたい方へ

ガン診断給付型

ガン診断給付金

Aプラン Bプラン

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後1年以上経過してガンにより入院されたとき（再発・転移を含む）、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例

ガン診断給付金額：100万円の場合

一時金として

100万円

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- 保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（ガン診断給付金額の5%）をお受け取りいただけます。
- 被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

特約

※特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません

ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）

ガン先進医療給付金

Aプラン Bプラン

ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費注をお受け取りいただけます。（保険期間通算2,000万円まで）

先進医療にかかわる
技術料を実費払

交通費・宿泊費注もお支払

注 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。

- 約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療は、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

ガン治療通院給付金

Bプラン

ガンの治療を目的として支払対象期間中に通院されたとき、お受け取りいただけます。

入院の有無を
問わず保障

さまざまな
治療方法が対象

支払対象期間中は
何日でも保障

往診・訪問診療等
も保障



ガンの治療として一般的な、手術・放射線治療・抗ガン剤（点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます）治療をはじめとして、ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法等で通院された場合も保障します。

ご契約例

ガン治療通院給付金日額：5,000円の場合 **5,000円** × **通院日数**

次の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ・ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ・ガンが新たに生じた診断確定されたとき
 - ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ・ガンの治療を目的として入院されたとき注

注 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。



●検査や経過観察のための通院、美容上の処理による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）

抗ガン剤治療給付金

Bプラン

ガンの治療を目的として、抗ガン剤治療を受けられた月ごとにお受け取りいただけます。

点滴・注射・経口投与等
による抗ガン剤治療を
保障

ガンの治療を
目的とした
ホルモン治療も対象

お支払事由に
該当する月を
通算して120月を保障

ご契約例

抗ガン剤治療給付金月額：5万円の場合

5万円 × **お支払事由に該当する月^{注1}の月数**

支払限度 通算120月（同一の月に1回の支払限度）

次の①～③のすべてに該当する抗ガン剤注2治療が対象となります。

- ①ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療
 - ②ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療
 - ③次のいずれかに該当する抗ガン剤治療
 - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - ・約款所定の先進医療注3による療養
 - ・約款所定の患者申出療養注3による療養
- ・上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

注1 お支払い事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ①注射による投与が医師*により行われた場合：医師*によりその抗ガン剤が投与された日
 - ②経口による投与が行われた場合：医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
 - ③①②に該当しない場合：医師がその抗ガン剤を処方した日
- *看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

注2 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、以下に分類される薬剤をいいます。 L01.抗悪性腫瘍薬 L02.内分泌療法（ホルモン療法） L03.免疫賦活薬 L04.免疫抑制薬 V10.治療用放射性医薬品

注3 先進医療・患者申出療養とは、約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



●同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

ガン保険料払込免除特約

Aプラン Bプラン

ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。

入院・手術の有無は問いません

保険料(月払)

<P2~3のご契約例の場合>

※大成建設株式会社社員の方は保険料の払込方法が給与天引のため
契約可能年齢・保険料は下記と異なります

Aプラン

<主契約の保険契約の型:ガン診断給付型>

- 保険期間・保険料払込期間:終身
- 保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)
- ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)
- ガン保険料払込免除特約

Bプラン

<主契約の保険契約の型:ガン診断給付型>

- 保険期間・保険料払込期間:終身
- 保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)
- ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18)
- ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)
- 抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)
- ガン保険料払込免除特約

(単位:円)

ご契約年齢	男性		女性		ご契約年齢	男性		女性	
	Aプラン	Bプラン	Aプラン	Bプラン		Aプラン	Bプラン	Aプラン	Bプラン
0歳					41歳	2,651	3,770	2,486	4,021
1歳					42歳	2,779	3,951	2,550	4,133
2歳					43歳	2,915	4,137	2,613	4,247
3歳					44歳	3,060	4,339	2,676	4,355
4歳					45歳	3,216	4,564	2,741	4,464
5歳					46歳	3,379	4,794	2,807	4,573
6歳					47歳	3,554	5,038	2,876	4,683
7歳					48歳	3,739	5,299	2,947	4,799
8歳					49歳	3,936	5,576	3,023	4,915
9歳					50歳	4,146	5,868	3,102	5,032
10歳					51歳	4,371	6,191	3,188	5,157
11歳					52歳	4,613	6,528	3,279	5,291
12歳					53歳	4,869	6,899	3,373	5,429
13歳					54歳	5,143	7,287	3,474	5,570
14歳					55歳	5,430	7,698	3,579	5,719
15歳					56歳	5,732	8,127	3,691	5,879
16歳					57歳	6,045	8,575	3,808	6,044
17歳					58歳	6,363	9,040	3,926	6,212
18歳					59歳	6,682	9,496	4,046	6,383
19歳					60歳	6,998	9,954	4,167	6,561
20歳					61歳	7,308	10,404	4,287	6,738
21歳					62歳	7,610	10,850	4,404	6,908
22歳					63歳	7,904	11,285	4,520	7,081
23歳					64歳	8,187	11,706	4,634	7,246
24歳					65歳	8,462	12,116	4,751	7,419
25歳					66歳	8,727	12,502	4,868	7,587
26歳					67歳	8,981	12,883	4,984	7,759
27歳					68歳	9,232	13,260	5,102	7,928
28歳	1,548	2,241			69歳	9,481	13,627	5,221	8,098
29歳	1,601	2,316			70歳	9,732	14,001	5,344	8,278
30歳	1,659	2,396			71歳	9,985	14,366	5,469	8,457
31歳	1,725	2,491			72歳	10,238	14,733	5,604	8,653
32歳	1,795	2,585			73歳	10,487	15,093	5,746	8,868
33歳	1,869	2,690			74歳	10,724	15,426	5,899	9,087
34歳	1,949	2,796			75歳	10,944	15,739	6,059	9,323
35歳	2,033	2,908			76歳	11,142	16,008	6,222	9,561
36歳	2,122	3,031			77歳	11,322	16,247	6,385	9,804
37歳	2,215	3,159			78歳	11,483	16,462	6,545	10,042
38歳	2,314	3,304			79歳	11,632	16,648	6,707	10,285
39歳	2,420	3,448			80歳	11,769	16,813	6,877	10,542
40歳	2,532	3,604							

※ご契約が月払(口座振替・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上から取扱いします。

告知事項

お申し込み時の健康状態に関する告知事項は3つのみ。下記の告知項目がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。

質問1	今までに、ガンにかかったことがありますか。(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)
質問2	過去2年以内に、三井住友海上あいおい生命所定の病気(またはその病気の疑い)や所見・病状で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。
質問3	過去2年以内に、健康診断・人間ドック・がん検診のいずれかを受けて、三井住友海上あいおい生命所定の検査結果の異常(要再検査・要精密検査・要治療)を指摘されましたか。

※お申込みいただける場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引きできない場合があります。
※上記は告知事項の概要です。詳細は「ガン保険(無解約返戻金型)(22)無配当」の告知書にてご確認ください。

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客様と三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。



インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。
URL: <https://www.msa-life.co.jp/yakkan/>



Web約款
(ご契約のしおり・約款)

2025 - C - 0961(2026/01/28-2028/01/31)

お問
合
わ
せ
先

【募集代理店】

大成有楽不動産株式会社 保険部

〒104-8330
東京都中央区京橋3-13-1
TEL:050-1807-5622

【引受保険会社】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP
東京企業第一営業部 営業第二課
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4
龍名館本店ビル8F
TEL:03-6629-1473

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。